

講師謝金の考え方

公募要領 p.2 2. 2 補助の対象となる事業及び補助金

対象事業①-1 <今年度は講師謝金、講師交通費の上限額が設定されていますのでご注意ください>

- 講師謝金は、国の「謝金の標準支払基準」の「第2支払基準 2. 講演等謝金支払基準」に定める時間単価に講演等出席時間(準備時間として1時間を加算可)を乗じた額を上限とします(別添参考資料1参照)。また、講師がテキスト原稿を作成する場合又はテキストとは別に講習会で用いる資料を作成する場合には、パワーポイント等の資料1枚当たり1,500円の執筆謝金(ただし、執筆謝金の上限は50,000円/1回)を加えることができます。この場合において、同一の講師が2つ以上の講習会で同じテキスト又は資料を用いる場合には、補助対象とできるのは1回分の執筆謝金のみとなります(テキスト又は資料の一部について追加・修正した場合には、追加・修正した部分について補助対象とできます)。

参考資料1「謝金の標準支払基準」の改定について p.5参照

2. 講演等謝金支払基準

【別表2】

(単位：円)

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,600	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	10,000	大学副学長級			
③	9,000	大学学部長級			
④	8,100	大学教授級1	12年以上	工場長級	部長級
⑤	7,100	大学教授級2		部長級	—
⑥	6,200	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,300	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,700	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	2,700	大学助手級以下2		係員2	課員2
⑪	1,700	大学助手級以下3		係員3	課員3

[別表2]を基にした算出方法

○例えば、今回の講師Aは、勤務年数が17年以上の工場長級の方と想定した場合、2時間の講習を行い、指定テキストの他に自分でパワーポイント資料を10枚作成したと仮定すると。

○講師料の計算方法

講演謝金：¥8,100/1h × 2時間 + ¥8,100・(準備時間) = ¥24,300・

執筆謝金：パワーポイント作成料 ¥1,500/1枚 × 10枚 = ¥15,000 (ただし上限 50,000円)

Aの講師料は 合計 39,300円 (税込み)

ただし、Aが複数回講師を行った場合は、執筆謝金の¥15,000・は、2回目からは支払われません。